

2021年2月17日

各位

会社名 クレアホールディングス(株)
代表者名 代表取締役社長 黒田 高史
(コード番号 1757 東証第2部)
問合せ先 取締役 岩崎 智彦
(Tel. 03-5775-2100)

違法行為差止仮処分命令申立事件の却下に関するお知らせ

当社は、当社株主であるオリオン1号投資事業有限責任組合（以下「本申立人」といいます。）からの臨時株主総会の招集請求を受け、2021年2月24日に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する予定であります。

本申立人は、本臨時株主総会の開催に先立ち、2021年1月28日付けで、当社取締役らが本臨時株主総会の議長を務めること、本臨時株主総会において議長の権限を行使することの差止めを求め、東京地方裁判所に対し、仮処分命令の申立て（令和3年（ヨ）第20012号違法行為差止仮処分命令申立事件。以下「本申立て」といいます。）を行っておりましたが、東京地方裁判所民事第8部（商事部）は、本日、本申立てをいずれも却下する決定をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決定があった裁判所及び年月日

決定があった裁判所： 東京地方裁判所民事第8部

決定があった年月日： 2021年2月17日

2. 決定の内容

本申立てをいずれも却下する

3. 決定の理由

本申立人は、本申立てにおいて、当社取締役らが①本臨時株主総会の議長を務めること、②本臨時株主総会において議長の権限を行使することの差止めを求めましたが、東京地方裁判所民事第8部（商事部）は、本申立ては、判決の確定を待たずしてその内容が実現する満足の仮処分であり、被保全権利及び保全の必要性については高度の疎明がなされることを要するとした上で、まず本申立ての内容について、①議長への就任そのものは、違法行為差止請求権を規定する会社法第360条第1項の「当該行為」に該当しないことから、本申立人の主張に理由はないと判断しました。次に、②議長としての権限の行使については、会社法第360条第1項の「当該行為」に該当し、違法行為差止請求権の対象とするべきとしましたが、当社代表取締役黒田高史を除く他の取締役らについては、議長としての権限行使をすることの前提を欠き申立てに理由がないと判断し、また、当社代表取締役黒田高史については、本臨時株主総会の議長に就任した場合に、開会から閉会に至るまでの議事の全般に渡り、その裁量権を逸脱濫用して、議長としての権限を行使し、取締役としての善管注意義務に違反するおそれがあるとの高度な疎明があるとはいえないことと判断しました。また、会社法第360条第3項が定める要件である当社に回復することができない損害が生じるかという点についても、本臨時株主総会において各議案の決議が歪められるおそれは一応認めることはできないこと、議場における動議、議長の権限の逸脱濫用により決議が歪められた場合の取締役解任の訴え、損害賠償を請求する株主代表訴訟の提起等、損害の回復を図る事後的な措置があ

ることから、当社に回復することができない損害が生じるおそれがあるとの高度な疎明があるとはいえないと判断しました。そのため、東京地方裁判所は、本申立てについて、被保全権利の疎明がないことから、本申立てにはいずれも理由がないとし、本日、これを却下する決定をしました。

4. 今後の見通し

今後の動向について、開示すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上